

公募説明書

令和8年1月29日付けで公募に付した随意契約参加確認公募の詳細については、この公募説明書によるものとする。

1 公募する趣旨

本契約については、旭川市に住民登録しているひとり親家庭等において、病気や生活環境の激変等により日常生活に支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣するなどして、ひとり親家庭等の生活の安定を図ることを目的としている。

本契約を実施するに当たっては、社会福祉法人又は特定非営利活動法人の認可を受けた事業所であり、基準を満たした家庭生活支援員を確保する必要があることから、特定非営利活動法人 旭川NPOサポートセンター（以下「契約予定者」という。）を契約の相手方とする契約手続を行う予定であるが、契約予定者以外の者で、4の応募要件を満たし、本契約の受注を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

なお、応募する者がいない又は応募要件を満たす者がいない場合にあっては、契約予定者との契約手続に移行し、応募要件を満たす者がいる場合にあっては、契約予定者と応募者とで競争性のある契約手続に移行する。

2 担当部局

旭川市7条通9丁目48番地 旭川市役所総合庁舎3階 子育て支援部子育て助成課
電話 0166-25-9107 FAX 0166-26-5722

3 契約概要

- (1) 件 名 旭川市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施業務
- (2) 契約内容 旭川市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施業務仕様書のとおりとする。
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ア 社会福祉法人又は特定非営利活動法人の認可を受けた事業所であること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- エ 道府県税・市町村税を滞納していない者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

カ 市内に事業所を有する者であること。

(2) 技術力に関する要件

ア ひとり親家庭等の福祉の向上に理解と熱意を有し、必要に応じて家庭生活支援員を派遣してひとり親家庭等の自宅で生活援助（家事、介護等）及び子育て支援（家庭生活支援員の自宅あるいは適切な場所で保育サービスを提供する）を行うことができること。

イ 生活援助を行う家庭生活支援員は訪問介護員（ホームヘルパー3級以上）、介護福祉士又は看護師のいずれかの資格を有していること。

ウ 子育て支援を行う家庭生活支援員は保育士、幼稚園教諭免許若しくは看護師のいずれかの資格を有する者又は旭川市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱別表3に定める研修をおおむね修了していること。

(3) 設備・システムに関する要件

家庭生活支援員派遣及び利用者の移動に要する車両を用意できること。

(4) 中立性・公平性に関する要件

母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条、第31条の7及び第33条の規定に基づき、旭川市ひとり親家庭等日常生活支援事業を適切、公正かつ中立に実施できること。

(5) 守秘性に関する要件

家庭生活支援員及び受託者は、その業務を行うにあたってひとり親家庭等の人格を尊重し、当該家庭に関して知り得た秘密を保持することができる。

(6) 履行執行体制に関する要件

旭川市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施業務仕様書の要件を満たした家庭生活支援員が、応募時に確保されていて、履行開始日までに配置できること。

また、履行開始日までの期間においては、業務の引き継ぎ及び各業務の習得を行うこととし、その費用については応募者の負担とする。

(7) その他必要と認める要件

旭川市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施業務の継続性を重視する観点から、法人あるいは事業所が安定した経営状況を維持していること。

5 参加意思確認書等の提出

本公募に参加を希望する者は、次のとおり参加意思確認書等を提出しなければならない。

(1) 提出書類

ア 参加意思確認書（様式1）

イ 法人登記簿謄本

※旭川市物品購入等競争入札参加資格者又は旭川市建設工事等競争入札参加資格者である場合は提出不要

ウ 定款の写し

エ 納税証明書（道府県税・市町村税に滞納のないことの証明）

※発行日が3か月以内のもの

オ 家庭生活支援員として従事予定の者の履歴書（様式は任意）

(2) 提出期限 令和8年2月19日（木）午後5時まで

(3) 提出場所 2に同じ

(4) 提出方法 持参すること。

(5) その他

ア 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書は無効とする。

イ 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 市長は、提出された参加意思確認書等を審査以外に提出者へ無断で使用しない。

エ 提出された参加意思確認書等は返却しない。

6 参加意思確認書等の審査結果通知

参加意思確認書等の提出があった者には、令和8年2月27日（金）までに次に掲げる事項を記載した参加意思確認結果通知書（様式2）をファクシミリにより通知する。

なお、通知期限の翌日において、いまだ通知が無い場合は2に連絡し確認すること。

(1) 応募要件を満たすとした者にあっては、応募要件を満たすとした旨並びに今後の契約手続についての概要及び詳細について別途通知する旨

(2) 応募要件を満たさないとした者にあっては、応募要件を満たさないとした旨及びその理由並びに所定の期限までに応募要件を持たさない理由について説明を求めることができる旨

7 その他

(1) 参加意思確認書等に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とすることがある。

(2) その他の本公募に関しての問い合わせ先 2に同じ